

刈谷市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年6月2日

刈谷市選挙管理委員会  
委員長 神谷 強

刈谷市選挙管理委員会規程第1号

刈谷市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

刈谷市選挙管理委員会規程（昭和27年選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第5条第2項及び第8条に次のただし書きを加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。